

司法書士無料法律相談 [要申込]

時 6月27日(金) 13時～16時
所 本庁2階 相談室
内 主に多重債務の相談や金銭貸借など契約全般の相談

対 市内居住者(法人は除く)
定 先着6人(1人30分程度)

期 6月2日(月)～
方 電話

閑 本庁社会福祉課相談G(内)
2742)

県 行政書士会川薩支部会員による無料相談会[要申込]

閑 本庁社会福祉課相談G(内)
2742)

県 行政書士会川薩支部会員による無料相談会[要申込]

時 6月14日(土) 10時～15時
所 こうづかせんたい
内 相続、遺言、財産管理、成年後見、交通事故、離婚問題、クレーリングオフ、法的書類作成、行政手続きなどの相談

対 市内居住者
方 電話

※申し込み多数の場合、お受け

できません場合があります。
当理事 德満

(47)0258

弁護士無料法律相談

[要申込]

時 6月12日(木)、20日(金)、26日(木) 13時～16時

閑 県行政書士会川薩支部担当

※申し込み多数の場合、お受け

できません場合があります。

※事前着工は認められません。

※詳しくは、申し込みの際にご案内します。

方 申へ直接

閑 本庁農業政策課農政G(内)
4213)または各支所、甑島振興局

※窓口)をご利用ください。

中央図書館と各分館は休館します

中央図書館では、蔵書の点検・

照合や図書整理、館内設備の改修などを実行するため、次の期間を

「特別図書整理期間」として休館します。

休館中は図書館資料の閲覧・貸出や学習室の利用も休止します。

※返却は、中央図書館・玄関(正面左側)にある「夜間・休日返本窓口」をご利用ください。

時 26日(木)
閑 中央図書館II 6月12日(木)
入来分館II 6月23日(月)



▲市

発行

薩摩川内市
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
📞0996(23)5111 ☎0996(20)5570
📞0996(22)8115(直通)
※音声案内後に内線番号を押してください。

閉庁日および時間外 ☎0996(23)5115

編集

本庁未来政策部秘書広報課(内)4121、4122
✉koho@city.satsumasendai.lg.jp

各支所など

樋脇支所 〒895-1292 樋脇町塔之原1173番地
📞0996(37)3111 ☎0996(37)2252
入来支所 〒895-1492 入来町浦之名3番地
📞0996(44)3111 ☎0996(44)3117
東郷支所 〒895-1106 東郷町斧渕362番地
📞0996(42)1111 ☎0996(42)0767
祁答院支所 〒895-1595 祁答院町下手67番地
📞0996(55)1111 ☎0996(55)1021
甑島振興局 〒896-1201 上甑町中甑481番地1
📞0996(2)0001 ☎0996(2)1490
黒島支所 〒896-1192 里町里1922番地
📞0996(3)2311 ☎0996(3)2912
諫別支所 〒896-1392 鹿島町蘭牟田1457番地10
📞0996(4)2211 ☎0996(4)2672
下甑支所 〒896-1696 下甑町手打819番地
📞0996(7)0311 ☎0996(7)0753
消防局 〒895-0072 中幌町5031番地1
📞0996(22)0119 ☎0996(20)3430
水道局 〒895-0074 原田町22番10号
📞0996(20)8500 ☎0996(20)8512

広報電話

やくしょにコール
01020(894)256
※夜間救急当番医や水道サービスセンターの情報が電話で確認できます。

市に生活の本拠があり、学業が優秀な方を含む)であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難で、次のいずれかに該当する方

▼市内の高校に在学する方
▼市長が指定する公立高校に在学し、農業で自習を志す方
▼特別な事情があると認められる方
▼月額1万5000円支給
※決定した方にのみ支給します。
※返還の義務はありません。
希望者は、在学する学校を通じて申し込みください。

▼市外居住の方でも、市内居住の方と団体で申請される場合、電話または任意の様式にて、住所、氏名(ふりがな)、連絡先、希望個数(1回目、2回目など)、運搬車の積載重量を明記の上、送付、ファックス

※電話での受け付けは、土・日曜日、祝日を除く9時～16時までに配布予定時間を決めて後日連絡します。時間厳守でお願いします。

▼転売などの営利目的のための受け取りはできません。
個人情報は、本件以外の目的で使用しません。

▼配布日については、希望者がごとに配布予定時間を決めてお願いします。
配布日時については、希望者がごとに配布予定時間を決めて後日連絡します。時間厳守でお願いします。

▼個人情報は、本件以外の目的で使用しません。

み込み(過積載に注意すること)およびロープ荷掛け(必須)は、各自でお願いします。

たす場合は補助金を交付します。団體活動などにおいて優秀な方を含む)であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難で、次のいずれかに該当する方

▼除草能力、気象条件などに備えます。

▼市外居住の方でも、市内居住の方と団体で申請される場合、電話または任意の様式にて、住居の面積が1000m²以上ある市内居住の個人または団体

▼市内の中学校を卒業し、本

▼市内の高校に在学する方

▼市長が指定する公立高校に在学し、農業で自習を志す方

▼特別な事情があると認められる方

▼月額1万5000円支給

※決定した方にのみ支給します。

※返還の義務はありません。

希望者は、在学する学校を通じて申し込みください。

▼希望者は、在学する学校を通じて申し込みください。

を設置する方で、**団**の要件を満たす場合は補助金を交付します。農地などの面積が1000m²以上の市内居住の個人または団体

鳥獣被害防止施設を設置する方と団体で申請される場合、電話または任意の様式にて、住居の面積が1000m²以上の市内居住の個人または団体

▼除草能力、気象条件などに備えます。

▼市外居住の方でも、市内居住の方と団体で申請される場合、電話または任意の様式にて、住居の面積が1000m²以上の市内居住の個人または団体

▼市内の中学校を卒業し、本

▼市内の高校に在学する方

▼市長が指定する公立高校に在学し、農業で自習を志す方

▼特別な事情があると認められる方

▼月額1万5000円支給

※決定した方にのみ支給します。

※返還の義務はありません。

希望者は、在学する学校を通じて申し込みください。

▼希望者は、在学する学校を通じて申し込みください。

▼希望者は、在学する学校を通じて申し込みください。